

横浜市社会的養育推進計画素案(令和7年度～11年度) (概要版)

～ 市民の皆様のご意見を募集しています ～

1 趣旨

平成28年度の児童福祉法改正を受けて、平成29年8月に国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、本市では、令和2年7月に本市の10か年の都道府県社会的養育推進計画(※)として「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針(令和2年度～令和11年度)」(以下、「基本的な方針」という。)を定めて里親委託等を推進しています。

令和4年6月成立の改正児童福祉法等を踏まえて、令和6年3月に国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の通知が発出され、各都道府県等は、令和6年度末までに既存の都道府県社会的養育推進計画を全面的に見直し、新たな計画を策定することとされました。

このことを受け、本市として、「基本的な方針」の令和7年度から令和11年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、新たに「横浜市社会的養育推進計画」(以下、「推進計画」という。)として策定を検討しています。

※国の通知に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において策定

2 推進計画の概要

(1) 推進計画の趣旨

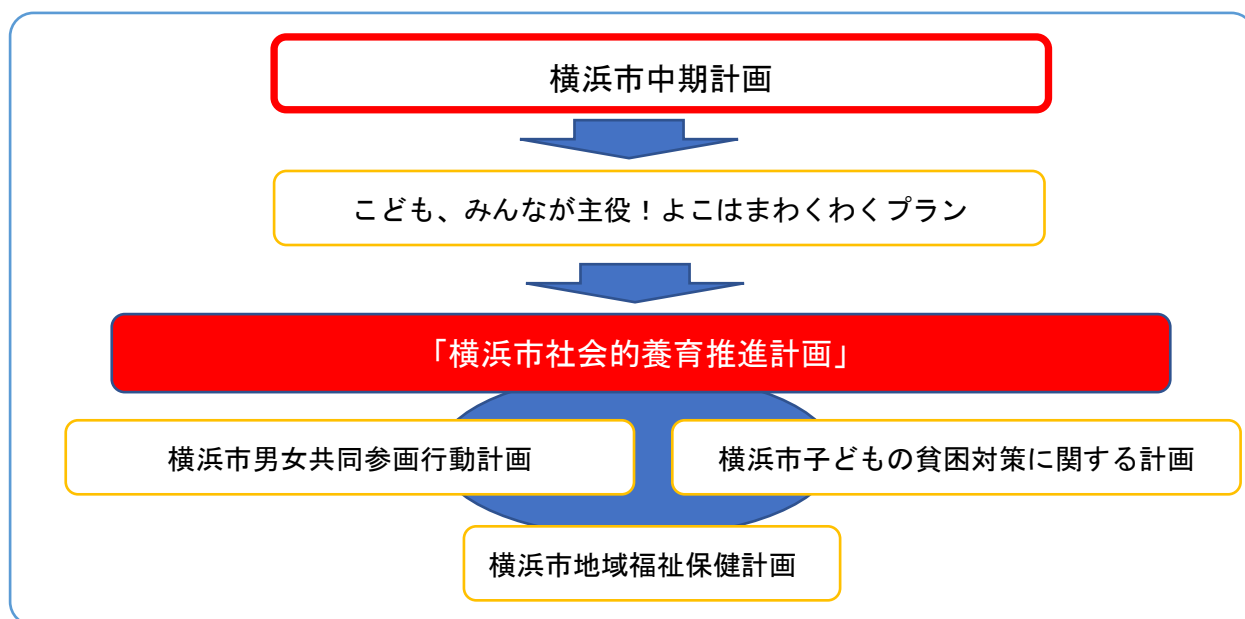
社会的養育における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づいて、局や区役所、児童相談所等の行政機関、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化の取組計画及び目標値を定めます。

(2) 推進計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間(令和2年度～11年度の後期期間分)

(3) 本市における他の計画等との関係

「横浜市中期計画」及び現在策定を進めている「こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン」(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画)等関連計画と、連携・整合を図りながら、推進します。



(4) 全面見直しにあたっての主な変更点

ア 国の策定要領における主な変更点

踏まえるべき基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、新たに「4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」(※)と「12 障害児入所施設における支援」が追加 ※本市計画では「4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組」として記載
計画に記載すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に変更 ・「整備すべき見込み量等」について、「整備・取組方針等」として具体的に記載することを求める。 ・項目ごとに「現行計画の達成見込み・要因分析の内容等」の記載を求める。 ・「資源の必要量等の見込み」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込み量等」の記載を求める。
評価のための指標	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画においては、「評価のための指標」は例示となっているところ、全面見直しでは、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定する。 ・自治体に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により自己点検・評価を求める。 ・国は、自治体の取組の進捗について毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

イ 本市の推進計画素案における主な変更点

現行の「基本的な方針」では、主に里親推進における里親やこどもの見込み数、里親委託率の目標値等を中心に記載しています。

全面見直しにあたっては、当事者であるこどもの権利擁護への取組をはじめ、区役所や児童家庭支援センターによる在宅支援、支援を届けたい妊産婦等への支援、一時保護のあり方、こどものパーマネンシー保障(※)の取組、児童相談所の強化や障害児入所施設における支援まで、幅広い項目について新たに記載します。

※パーマネンシー保障の本市の定義

親子関係の修復に配慮しつつ、子どもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、こどもの成長を支援すること。

(5) これまでの検討経過

施設や里親等の社会的養護関係者、学識経験者、弁護士などによる「横浜市社会的養育推進計画検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置し、計3回の検討委員会において計画の方向性や目標値についてご意見をいただきながら、素案の検討を進めてきました。併せて、検討の各段階で、本市附属機関である「横浜市児童福祉審議会」の児童部会及び里親部会においても意見聴取を行いました。

令和6年8月	第1回・第2回検討委員会を開催
9月	児童福祉審議会児童部会、同里親部会で、第1回・第2回の検討委員会の検討結果を報告、及び意見聴取
10月	第3回検討委員会を開催
11月	これまでの意見を素案にまとめて児童福祉審議会両部会に説明

(6) 推進計画の構成

- I 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直しにあたって
- II 本市の社会的養護の状況
- III 項目ごとの「本市の現状と課題」及び「本市の目標・方向性」
 - 1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
 - 2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）
 - 3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
 - 4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組
 - 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
 - 6 一時保護改革に向けた取組
 - 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
 - 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
 - 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - 11 児童相談所の強化等に向けた取組
 - 12 障害児入所施設における支援

3 各項目における主な目標・方向性

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・推進計画においては、パーマネンシー保障を「親子関係の修復に配慮しつつ、こどもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、こどもの成長を支援すること」と定義します。
- ・アーリーヘルプ（※）を重視した支援の取組として、児童相談所や区が、保育所や学校等にこどもや家庭の見守りのポイントについて助言などを行うことにより、DV、アルコール依存等の背景があり不適切養育の恐れのある家庭を、早い段階で必要な支援窓口につなぎます。
- ・推進計画は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、結果を児童福祉審議会へ報告するとともに、市ホームページで公表を行っていきます。
※アーリーヘルプ: こどもの健康や発達等を脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階で、身近な機関がこどもの家族のパートナーとなって支援を行い、警察や法的介入のレベルに至るのを予防するサービスのこと。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）

- ・施設や里親等のもとで生活するこどもが、普段の生活の中で「自然体で意見を言えること」が重要です。生活の中で里親、施設職員、児童相談所職員など様々な人がこどもの声に耳を傾け、大人が自らの意見に向き合ってくれた経験が十分になされるよう、こどもの声に耳を傾ける土壌づくりを目指し、関係者への啓発活動を行っていきます。
- ・こどもの意見を支援に生かせるよう、意見聴取等の措置を確実に実施するとともに、第三者性を担保できる意見表明支援員の養成に継続的に取り組みます。

3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- ・こども家庭センター機能は令和6年度から各区のこども家庭支援課に順次設置し、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営を行っています。
- ・子育て短期支援事業、親子関係形成支援事業等の家庭支援事業を実施するとともに、里親による子育て短期支援事業の実施に向けて検討を進めていきます。
- ・児童家庭支援センターの支援の質の向上及び区役所や児童相談所との連携を強化していきます。

4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組

- ・妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に個別面接を実施するとともに、特定妊婦の支援の質向上のための職員向け研修を実施します。また、妊産婦生活援助事業の実施に向けて検討を進めていきます。

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・施設や里親などの社会的養護下にある児童のほか、潜在的需要として一時保護日数が2か月以上の児童及び複数回一時保護された児童数も含めた代替養育を必要とするこどもの数を、令和11年度に1,252人と見込んでいます。
- ・推進計画期間中の各年度の代替養育を必要とするこどもの総数は、潜在的需要を含めることで、令和5年度までの実績と比較して2～3割は増加しますが、児童数の減少や早期支援の取組等により、徐々に減少することが見込まれます。

6 一時保護改革に向けた取組

- ・児童相談所付設の一時保護施設だけでなく、こどもの状況に応じて、児童養護施設等や里親、医療機関など、多様な一時保護先の確保に取り組みます。また、一時保護期間の短縮や、一時保護施設的环境改善にも取り組みます。

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・児童相談所においてはパーマネンシー保障を担う職員体制を構築するとともに、養育里親、親族里親への積極的な委託を進めていきます。
- ・親子関係再構築にあたっては、児童相談所の業務役割の見直しのほか、区役所や里親、児童養護施設等との連携を強化していきます。
- ・特別養子縁組をより良い代替養育の選択肢の一つとして検討し、早期の段階で判断を行うとともに、縁組成立後も継続した支援ができる体制を構築していきます。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・里親委託が必要な子ども数及び里親登録数の増加見込み数を勘案し、令和 11 年度末の里親委託率の目標を 36.8%とします。
- ・引き続き、里親の確保や適切なマッチング、民間フォスタリング機関と連携して地域における里親支援の推進等に取り組むとともに、ファミリーホームの新規開設を支援します。
- ・令和 7 年度に行政及び関係者による「里親支援センター等のあり方検討会」を設置し、里親支援センター等の将来像を検討したうえで、今後の設置に向けて検討を進めていきます。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・一人ひとりのニーズに応えられるよう、多様な施設形態・種別を確保します。
- ・乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化を推進します。また、公立施設のあり方の検討や医療機関との連携強化についても取り組んでいきます。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和 6 年度実施の社会的養護自立支援実態把握調査の結果を参考に、ニーズに対応した自立支援を実施します。
- ・利用者の声を反映し、社会的養護自立支援拠点事業をより利用しやすい事業にしていきます。また、地域で子どもたちを支援している関係者等の繋がりを促進し、地域資源を積極的に活用できる仕組みづくりを進めます。

11 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・研修へ参加しやすい職場環境をつくるとともに研修の充実を図り、人材の確保及び専門性の向上を図ります。
- ・国の基準を参酌し、児童虐待対応件数や交通機関利便性等を考慮し、児童相談所について適切に整備・運営を行います。

12 障害児入所施設における支援

- ・できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うため、施設内の環境を整えるとともに、社会的養育への理解のある人材を育成していきます。

【評価のための主な指標】

国の策定要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定することとされており、計画の進捗について、毎年度、当該指標により自己点検・評価を行います。

《本計画の対象となるこども数の全体像》

○代替養育を必要とするこども数の見込み

[令和6年度推計：1,341人 ⇒ 令和11年度見込み：1,252人]

《家庭養育支援のための指標》

○こども家庭センターの設置数

[令和6年度：3か所 ⇒ 令和11年度目標：18か所]

○子育て短期支援事業（ショートステイ）利用者数

[令和5年度実績：646人 ⇒ 令和11年度目標：845人]

《社会的養護を必要とするこどものための指標》

○里親等委託率

[令和5年度実績：20.7% ⇒ 令和11年度目標：36.8%]

○小規模かつ地域分散化を希望する施設に対する財政的支援等実施か所数


[令和5年度実績：13か所 ⇒ 令和11年度目標：21か所]

横浜市社会的養育推進計画素案への市民意見募集

意見提出方法について

募集期間：令和6年12月16日（月）から令和7年1月5日（日）まで

ご意見は、次のいずれかの方法でお寄せください。

①	電子申請・届出システム	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d108b1e6-47b3-4be1-b96f-d4042b095f5f/start	
②	電子メール	kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp ※件名に【意見募集】と入れてください。	
③	郵送	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係 (郵送の場合は、1月5日消印有効とさせていただきます。)	
④	FAX	045-550-3948	

提出にあたっては、次のことをご記入ください。

① 年代 ② 素案に対するご意見

※ 電子メール、郵送、FAXでお送りいただく場合も、① 年代 ② 素案、に対するご意見のご記入をお願いします。

- ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。
- いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。

意見募集用資料の閲覧場所等

【概要版】：市民情報センター、区役所広報相談係で配布・閲覧

【全体版】：こども青少年局こどもの権利擁護課で閲覧できます。

市ホームページにも掲載しています。



お問合せ先

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課

電話:045-671-2394 FAX:045-550-3948 Eメール:kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp